

平成30年度

三郷市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

三 郷 市

目 次

I はじめに

II 情報公開制度

1 請求・申出の受付件数	
(1)実施機関別請求・申出の受付件数	1
(2)部局別の受付件数	2
2 実施機関別の受付及び処理状況	3
3 請求・申出者の区分	5
4 非公開又は部分公開決定の内訳	6
5 却下決定の内訳	6

III 個人情報保護制度

1 自己情報開示請求の受付件数及び処理状況	7
2 個人情報ファイルの保有状況	7
3 個人情報に係る業務の登録状況	8
4 個人情報保護審議会の実施状況	8

IV 情報公開・個人情報保護審査会の審査状況

1 審査状況	9
--------	---

資 料

- (1) 情報公開制度実施状況一覧
- (2) 個人情報保護制度実施状況一覧

I はじめに

本市では、三郷市情報公開条例を平成12年4月1日から施行しています。この制度の目的は、市の保有する情報（公文書）を皆様に知っていただくことで市政に対する市民の参画を促進し、市民に開かれた民主的な市政をより一層推進しようとするものです。

また、市民の基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の運営に資するため、個人情報適正な取扱いに関する事項を定めた三郷市個人情報保護条例を平成15年8月1日から施行しています。

II 情報公開制度

1 請求・申出の受付件数

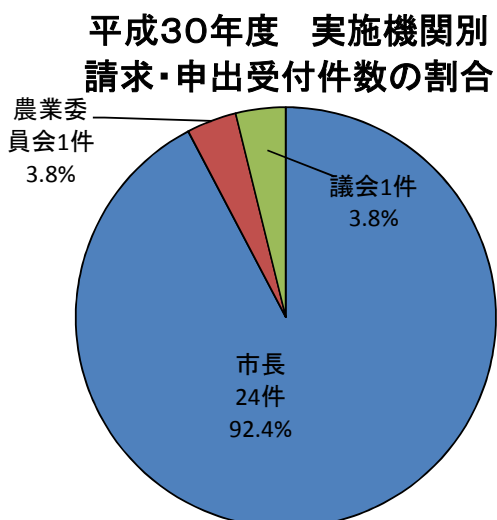
(1) 実施機関別請求・申出の受付件数

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの受付件数は、請求が6件、申出が20件、合計で26件となっています。実施機関別に受付の割合をみると、市長部局が93%、議会と農業委員会が共に3.5%となっており、3つの実施機関で100%を占めています。また、前年度の受付件数と比べて20件減少し、減少率は43%となりました。

【表1】実施機関別請求・申出受付件数

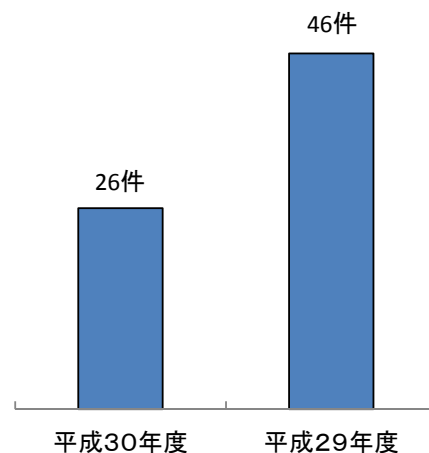
実施機関名	平成30年度			平成29年度		
	請求	申出	計	請求	申出	計
市長	4	20	24	13	28	41
教育委員会	0	0	0	1	4	5
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0
合 計	6	20	26	14	32	46

【グラフ1】



【グラフ2】

平成29・30年度 請求・申出受付件数



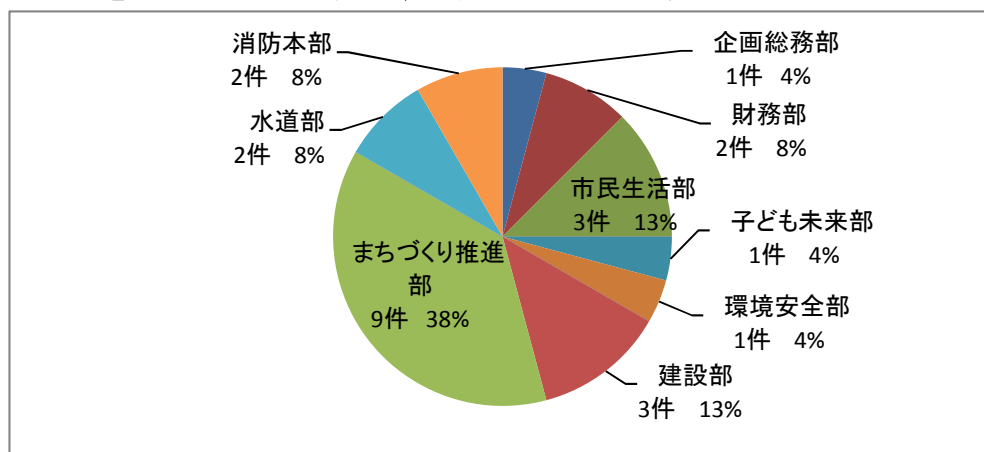
(2) 部局別の受付件数

平成30年度は市長部局24件、農業委員会1件、議会1件の計26件です。
部局別に比較すると、市民生活部を始め多くの部の受付件数が減少し、全体の受付件数も大幅に減少しました。

【表2】部局別の受付件数

実施機関名	受付件数	
	平成30年度	平成29年度
市長	24	41
企画総務部	1	1
財務部	2	2
市民生活部	3	7
福祉部	0	4
子ども未来部	1	2
環境安全部	1	2
産業振興部	0	1
建設部	3	5
まちづくり推進部	9	9
会計管理者	0	1
水道部	2	3
消防本部	2	4
教育委員会	0	5
学校教育部	0	4
生涯学習部	0	1
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0
議会	1	0
総合計	26	46

【グラフ3】平成30年度市長部局の受付件数割合



２ 実施機関別の受付及び処理状況

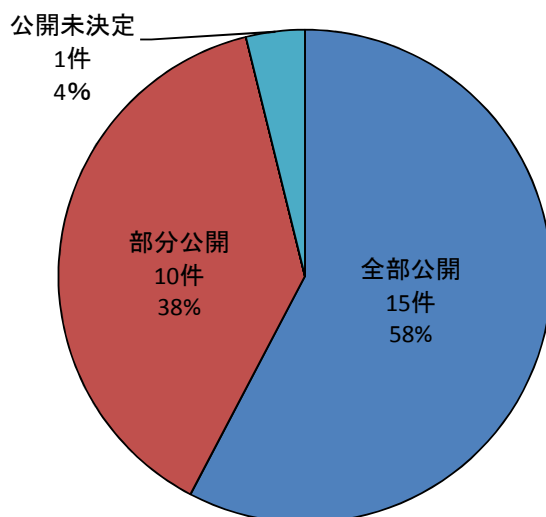
平成３０年度に行われた請求・申出の受付件数を処理別に分類すると、全部公開が５８％、部分公開が３８％、公開未決定が４％となっております。

一方、実施機関別に見ますと、市長部局では全部公開６２％、部分公開３８％、非公開０％となっており、農業委員会では、公開未決定が１００％、議会では全部公開が１００％となっております。

【表３】実施機関別の受付及び処理件数

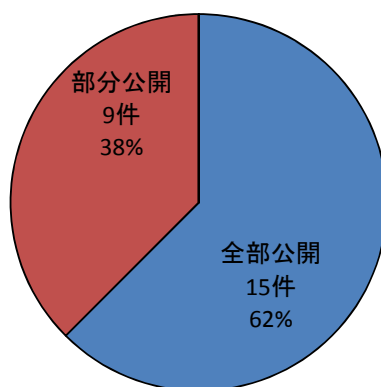
		受付件数	全部公開	部分公開	非公開	却下・取下	公開未決定 (年度繰越)
市長	請求	4	2	2	0	0	0
	申出	20	13	7	0	0	0
	計	24	15	9	0	0	0
教育委員会	請求	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
監査委員	請求	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
農業委員会	請求	1	0	0	0	0	1
	申出	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	1
固定資産評価審査委員会	請求	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
議会	請求	1	0	1	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	0	0
全体	請求	6	2	3	0	0	1
	申出	20	13	7	0	0	0
	計	26	15	10	0	0	1

【グラフ4】全体の処理状況



【グラフ5】実施機関別の処理状況

市長部局



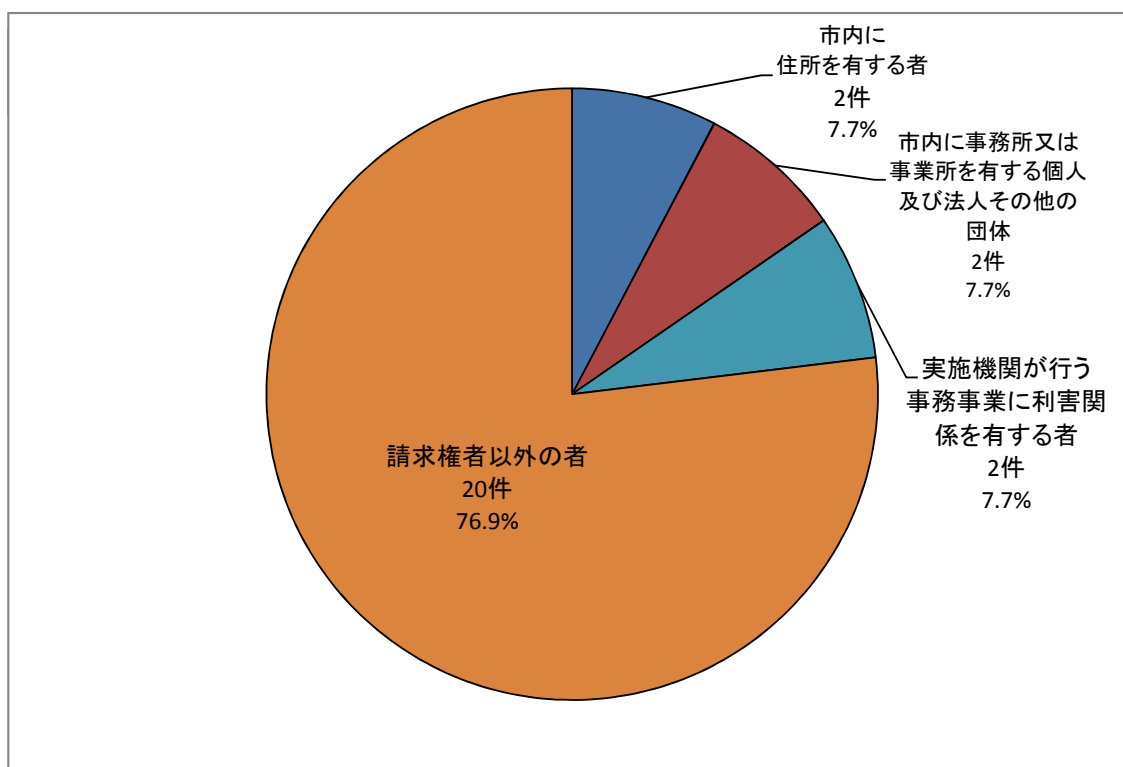
3 請求・申出者の区分

平成30年度の請求者と申出者の区分は、請求者が6件、申出者が20件となりました。また、請求者の区分は「市内に住所を有する者」と「市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」と「実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」がそれぞれ2件でした。

【表4】請求・申出者の区分

	区 分	件 数
請求者	市内に住所を有する者	2
	市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	2
	市内の事務所又は事業所に勤務する者	0
	市内の学校に在学する者	0
	実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	2
申出者	請求権者以外の者	20
合 計		26

【グラフ6】請求・申出者区分割合



4 非公開又は部分公開決定の内訳

平成30年度に受付したものうち、非公開とされたものは無く、部分公開決定がなされたものは11件でした。決定理由の内訳としては、個人に関する情報が記載されているためが9件、法人等に関する情報が記載されているためが3件でした。（ひとつの決定通知が、複数の非公開理由に該当する場合があります）

【表5】非公開又は部分公開決定の内訳（重複あり）

理 由	根 拠 条 項	件 数
個人に関する情報	第7条第1号	9
法人等に関する情報	第7条第2号	3
公共の安全等に関する情報	第7条第3号	0
審議、検討又は協議に関する情報	第7条第4号	0
国等との協力関係等に関する情報	第7条第5号	0
事務又は事業に関する情報	第7条第6号	0
法令秘情報	第7条第7号	0
主務大臣等から指示のあった情報	第7条第8号	0
市政情報非該当	第2条第2項	0
存否不回答	第10条	0
文書不存在（一部含む）	第8条第1項	0
合 計		12

5 却下決定の内訳

平成30年度に却下となったものはありませんでした。

Ⅲ 個人情報保護制度

1 自己情報開示請求の受付件数及び処理状況

平成30年度は自己情報の開示請求が市長部局に対して20件ありました。開示の内訳は全部開示4件、部分開示16件となっています。

【表6】自己情報開示請求の受付処理状況

年度	開示請求	全部開示	部分開示	非開示	取下げ
平成26年度	7	0	6	1	0
平成27年度	18	4	14	0	0
平成28年度	27	8	19	0	0
平成29年度	25	5	20	0	0
平成30年度	20	4	16	0	0

2 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイルとは、1000人を超える個人の情報を収集したファイルであり、平成31年3月31日現在、市が保有している個人情報ファイルは、電子的ファイルが74、紙ベースの検索できるファイル（マニュアル）が38の計112ファイルです。

【表7】主な保有個人情報ファイル

ファイル名	保有課名	対象となる個人の範囲	主な記録項目
健康管理ファイル	健康推進課	各種法律に基づく健康診査・健診、相談等を受けたかた	名称、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、世帯主名、電話番号、健康診査・検診、健康状態 等
後期高齢者医療ファイル	長寿いきがい課	高齢者の医療の確保に関する法律第50条で規定する者及びその者と同一世帯に属する者	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、印影、電話番号、親族等の関係、死亡状況、住所等異動状況、収入の状況、税額等の状況 等
国民投票システム	選挙管理委員会	国民投票の投票人	氏名、住所、生年月日、資格区分、住民コード、投票情報、続柄

3 個人情報に係る業務の登録状況

平成31年3月31日現在、市が個人情報に係る業務として個人情報登録簿に登録しているものは次のとおりです。

【表8】個人情報登録簿登録件数

登録内容	件数
個人情報に係る登録業務件数（個人情報登録票）	627件
個人情報業務の外部委託件数（外部委託記録票）	239件
個人情報の目的外利用件数（目的外利用記録票）	577件
個人情報の外部機関への提供件数（外部提供記録票）	205件
個人情報の外部結合件数（外部結合※記録票）	41件

※外部結合とは、市の機関以外のものと個人情報をオンラインで処理できるようにするものです。

4 個人情報保護審議会の実施状況

個人情報保護審議会とは、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、市長の諮問に応じ、調査審議を行う第三者機関です。

平成30年度は3回開催されました。開催日、諮問及び報告の件数は次のとおりです。

第1回 7月23日開催 諮問14件・報告2件

主な内容

【諮問】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務の外部委託の登録
- ・三郷市障がい者自発的活動支援事業補助金に関する業務の電算入力登録
- ・三郷市小学生英語検定受験奨励金の交付に関する業務の電算入力登録

【報告】

- ・除去土壌等保管台帳に関する業務の情報の登録

第2回 10月26日開催 諮問21件・報告2件

主な内容

【諮問】

- ・埋葬及び火葬の許可申請等に関する業務の外部結合の登録
- ・国民健康保険の保険給付に関する業務の外部提供の登録

【報告】

- ・浄化槽管理に関する業務の情報登録の変更

第3回 1月21日開催 諮問17件・報告0件

主な内容

【諮問】

- ・母子健康手帳交付に関する業務の外部結合の登録
- ・相談訪問事業に関する業務の外部委託の登録
- ・家屋・地権者調査に関する業務の電算入力の変更

Ⅳ 情報公開・個人情報保護審査会の実施状況

情報公開・個人情報保護審査会とは、情報公開請求または個人情報の開示等の請求に対する決定について、請求者から実施機関に不服申立てがあった場合に、実施機関の諮問に応じ公平・迅速に審査し、答申する第三者機関です。

1 審査状況

平成30年度は、不服申立てはありませんでした。

【表9】 不服申立て審査状況

年 度	不服申立件数	諮問件数	答申件数	取下げ件数
平成25年度	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0

《 資 料 》

- (1) 情報公開制度実施状況一覧
- (2) 個人情報保護制度実施状況一覧

(1) 情報公開制度実施状況一覧

受付番号		受付 年月日	請求・申出の内容	機関	担 当	決定内容	根拠
請求	申出						
	1	H30.4.27	市内の生産緑地地区一覧(地番または住所と面積)	市長	みどり公園課	部分公開	第7条第1号
	2	H30.5.7	三郷市の地番が載った図面(公図、地積図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)で、平成29年中の登記異動修正済のshapeデータ。 ※地番の他、付加可能である場合、字界・字名・家屋外形の情報	市長	資産税課	全部公開	
3		H30.5.14	土砂のたい積の完了(廃止)届出書	市長	クリーンライフ課	部分公開	第7条第2号
4		H30.5.21	(仮称)三郷市陸上競技場証明設備工事 設計内訳書 二郷半用水緑道照明灯設置工事 設計内訳書	市長	みどり公園課	全部公開	
	5	H30.6.26	平成30年(平成29年1月1日基準)鑑定評価書の標準宅地調書 ①標準宅地番号 ②標準宅地の所在 ③標準画地の間口・奥行	市長	資産税課	全部公開	
6		H30.7.13	平成29年度と平成28年度の政務活動費の領収書 政志会・21世紀クラブ	議会	議会事務局	部分公開	第7条第1号 第7条第2号
7		H30.7.13	さくら保育所改修工事の設計内訳書	市長	すこやか課	全部公開	
	8	H30.7.20	酒井橋配水管設計に伴う地質調査業務委託 三郷市栄2丁目・4丁目・中央2丁目地先 金入り委託仕様書	市長	施設課	全部公開	
	9	H30.7.20	公共下水道築造に伴う地質調査(29-1)業務委託 三郷市幸房、市助、谷中、新和1丁目地先 公共下水道築造に伴う地質調査(29-2)業務委託 三郷市谷口、高州3丁目地先 金入り委託仕様書	市長	下水道課	全部公開	
	10	H30.7.23	平成30年1月1日から平成30年6月30日までの間に住居表示の付定があった物件にかかる下記の資料。 イ. 建物その他工作物新築届書とその添付書類 ロ. 新築届出書の受付簿又は住居表示付定通知一覧等 ハ. 住居表示台帳(街区図)	市長	総務課	部分公開	第7条第1号
11		H30.8.22	三郷市消防本部に保管されている火災事故に関する記録 (発生日時・規模・死者数・原因) 住所: 三郷市新和1丁目 発生年月日: 平成14年12月	市長	予防課	部分公開	第7条第1号
	12	H30.9.6	三郷市ボランティア活動等災害補償制度の実施要項・災害補償規定等(平成28年度と同じ場合は除く) 平成30年度契約時の仕様書 平成30年度契約時の入れおよび見積り合わせ等の結果 平成30年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要) 平成27.28.29年度契約の事故件数および支払い保険金額 (被害者に支払った保険金額)	市長	市民活動支援課	全部公開	
	13	H30.9.20	都市計画道路天神笹塚線橋梁下部右岸工事の工事仕様書(金入り)	市長	都市デザイン課	全部公開	

(1) 情報公開制度実施状況一覧

受付番号		受付 年月日	請求・申出の内容	機関	担 当	決定内容	根拠
請求	申出						
	14	H30.11.1	公共下水道築造に伴う地質調査(29-2)業務委託金入り設計書	市長	下 水 道 課	全部公開	
	15	H30.11.1	無名2014号橋橋梁詳細設計に伴う地質調査業務委託の金入り設計書	市長	都 市 デ ザ イ ン 課	全部公開	
	16	H30.12.4	無名2014号橋橋梁詳細設計に伴う地質調査業務委託の金入り設計書	市長	都 市 デ ザ イ ン 課	全部公開	
	17	H30.12.4	公共下水道構造に伴う地質調査(30-1)業務委託の金入り設計書 公共下水道構造に伴う地質調査(30-2)業務委託の金入り設計書	市長	下 水 道 課	全部公開	
	18	H30.12.5	H28年に実施された「ピアラシティ中央公園及び三郷市立ピアラシティ交流センター指定管理者事業者選定」において、H29年4月1日～H34年3月31日までの指定管理者として選定された事業者「日比谷花壇みさと街づくり共同事業体」の「ピアラシティ中央公園及び三郷市立ピアラシティ交流センター指定管理者事業運営計画書」、「収支計画書」	市長	市 民 活 動 支 援 課	部分公開	第7条第2号
	19	H30.12.17	建設リサイクル法届出の受付簿 平成30年12月1日～12月14日受付分 建築物に係る解体工事の場所・元請業者・下請業者・工事着手予定日・完了予定日	市長	開 発 指 導 課	部分公開	第7条第1号
	20	H31.1.8	1. 三郷市斎場火葬業務委託の過去5回の入札調査(全入札参加者(落札業者名を含む)及び、入札金額及び落札金額がわかる書類) 2. 直近の業務仕様書、入札通知書など入札参加業者に配布されたすべての書類 3. 直近の入札に関する応募者からの質問およびその回答(対象:全入札参加業者)	市長	市 民 課	全部公開	
	21	H31.1.15	建設リサイクル法届出 着工日が2019年1月15日～2月28日若しくは届出日が2018年12月15日～2019年1月9日	市長	開 発 指 導 課	部分公開	第7条第1号
	22	H31.1.21	建設リサイクル法届出 届出日が2018年10月1日～2018年12月31日	市長	開 発 指 導 課	部分公開	第7条第1号
	23	H31.2.6	今後行われる建築及び解体に関する書類 必要な項目 ・住所 ・延床面積 ・工期 ・構造 ・どのような建物か ・施行者(元請業者)	市長	開 発 指 導 課	部分公開	第7条第1号
	24	H31.2.15	市内の危険物取扱貯蔵施設を有する事業所のうち、9500L以上の地下及び屋外貯蔵タンクを有する事業所名、住所、電話番号、タンク容量、油種の一覧表(ガソリンスタンドを除く)	市長	予 防 課	全部公開	
	25	H31.3.8	北部浄水場配水池更新工事金入り設計書(単価表含む)	市長	施 設 課	全部公開	
26		H31.3.15	買受適格証明願の活用法についての図面と文言	農業委員会	農 業 委 員 会 事 務 局		

(2) 個人情報保護制度実施状況一覧

受付番号	日付	請求区分	対象個人情報記録の件名	担当	決定内容	根拠条項
1	4/9	写しの交付	自身と息子の住民票請求書、戸籍謄本請求書、附票の請求書(三郷にあるもの全て)	市民課	部分開示	第19条第2項第2号
2	6/1	写しの交付	平成30年2月20日に発生した火災の火災調査書の写し	予防課	部分開示	第19条第2項第2号
3	6/7	写しの交付	子ども支援課での相談記録	子ども支援課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第7号
4	6/7	写しの交付	平成26年10月から平成30年2月までのレセプト	生活ふくし課	全部開示	
5	6/20	写しの交付	対応記録(警察通報に至った経緯が分かるもの)	健康推進課	部分開示	第19条第2項第2号
6	7/2	写しの交付	平成30年6月21日に交付された戸籍抄本・附票の請求書	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号
7	7/11	写しの交付	土地売買契約書	まちづくり事業課	全部開示	
8	8/3	写しの交付	平成30年8月1日付の三郷市住民票の写し等交付通知書に記載された住民票の写し等に係る交付請求書等	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号
9	8/28	写しの交付	平成26年以降の相談記録	ふくし総合支援課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第7号
10	9/6	写しの交付	平成30年9月5日付の三郷市住民票の写し等交付通知書に記載された住民票の写し等に係る交付請求書等	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号
11	9/18	写しの交付	平成30年9月14日付の三郷市住民票の写し等交付通知書に記載された住民票の写し等に係る交付請求書等	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号
12	10/16	写しの交付	平成30年10月12日付の三郷市住民票の写し等交付通知書に記載された住民票の写し等に係る交付請求書等	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号

(2) 個人情報保護制度実施状況一覧

受付 番号	日付	請求 区分	対象個人情報記録の件名	担当	決定内容	根拠条項
13	11/22	閲覧	平成29、30年度中の、自身の課税証明書・住民票交付申請書・戸籍謄本等請求書	市民課	全部開示	
14	11/22	閲覧	平成29、30年度中の、自身の課税証明書・住民票交付申請書・戸籍謄本等請求書	市民税課	全部開示	
15	12/5	写しの交付	平成30年12月3日付の三郷市住民票の写し等交付通知書に記載された住民票の写し等に係る交付請求書等	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号
16	12/20	写しの交付	平成30年12月12日に交付された戸籍抄本・戸籍の附票の請求書	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号
17	2/26	閲覧	平成31年1月10日以降発行された住民票の請求書	市民課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第3号
18	3/12	写しの交付	1. 平成31年2月3日に請求者が三郷市消防署に119番通報を行った際の通報内容の録音媒体及び記録 2. 上記通報により救急車が出動し、請求人の子を診察した際に作成された記録 3. 平成31年2月下旬 東京都北児童相談所からの照会により、上記1、2に関し三郷市が提供した一切の記録及び同照会の記録	消防署	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第7号
19	3/20	写しの交付	女性相談の記録	人権・男女共同参画課	部分開示	第19条第2項第2号
20	3/26	写しの交付	現在までに収納対策課と話をした記録の全て	収納対策課	部分開示	第19条第2項第2号 第19条第2項第7号

**平成30年度
三郷市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書**

令和元年6月発行

三郷市企画総務部総務課文書法規係

〒341-8501

埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL 048-930-7749（直通）

三郷市情報公開条例（抜粋）

（市政情報の公開義務）

第 7 条 実施機関は、請求があったときは、請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（3） 公にすることにより、人の生命、身体又は財産上の保護、犯罪の予防及び捜査その他

の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、実施機関と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

(6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令又は条例の規定により、公開することができないとされている情報

(8) 法令の規定に基づき、主務大臣等から公開しないように指示のあった情報

三郷市個人情報保護条例（抜粋）

(開示の請求)

第 19 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧又は写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

2 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(保有個人情報については未成年者又は成年被後見人の法定代理人、保有特定個人情報については未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示を請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特

定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。以下同じ。))である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。))に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産上の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。以下同じ。))との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、実施機関と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

(7) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

3 実施機関は、期間の経過により、前項の規定により請求に応じないこととされた自己情報が同項各号のいずれにも該当しなくなった後に、新たに開示の請求があった場合には、当該請求に応じなければならない。

4 実施機関は、請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合において、当該請求に応じないこととする自己情報の記録部分を、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該請求に応じないこととする自己情報の記録部分を除いて請求に応じなければならない。

5 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者は、本人に代わって第1項の規定による自己情報の開示を請求することができる。

(1) 保有個人情報(保有特定個人情報を除く。) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人